

# 自動車税 納税は 5/31 まで



コンビニエンス  
ストアで

パソコン  
スマホで

金融機関  
郵便局で

HKI  
48  
©AKS



自動車を他人に譲ったり、使用を中止したときなどは、運輸支局で早めに手続きをすませましょう。  
これらの手続きをしないと、いつまでも課税されるなど、トラブルの原因となります。

自動車税は、指定のコンビニエンスストアで  
土曜日・日曜日・夜間でも納税できます。

パソコン、携帯電話から、  
クレジットカードによる納税ができます。

